

群馬県立前橋高等特別支援学校同窓会表彰規程

第1条 (目的)

この規程は、前橋高等特別支援学校同窓会（以下、本会という）の発展に寄与した個人または団体の表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (表彰の種類)

表彰の種類は「勤続表彰」および「特別表彰」とする。

第3条 (勤続表彰)

- 1 会社、施設等において継続して勤務した会員を、勤続5年で勤続表彰、10年経過で永年勤続表彰とする。
- 2 この表彰の継続した勤務とは、職に就かない期間が1年を超えない場合をいい、勤務場所が変わってもかまわない。
- 3 勤続年数は、継続した勤務の経過した年数とする。ただし、同じ勤続表彰を2回受けることはできない。

第4条 (特別表彰)

- 1 本会の役員であった者または本会の発展に寄与した個人に対して、賞状または感謝状を授与する。
- 2 本会の発展に顕著な功績があった団体に対して、賞状または感謝状を授与する。

第5条 (表彰の方法)

- 1 勤続表彰は、会員の申請に基づき同窓会役員会において審査し決定する。
- 2 特別表彰は、会員の推薦に基づき同窓会役員会において協議し決定する。
- 3 表彰は本会総会において行い、会長より賞状または感謝状を授与する。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年1月18日の総会にて決定し施行する。
- 2 この規程の実施管理については、本会事務局において行う。
- 3 この規程の施行にあたり、既に5年以上勤続している会員については、申請に基づき審査し、決定された者は平成22年の本会総会において表彰する。
- 4 平成29年1月15日 第3条の1を改正